

愛西市虐待等防止ネットワーク協議会会議録（概要）

会 議 名	愛西市虐待等防止ネットワーク協議会
開 催 日 時	令和5年2月8日（水） 午後2時から午後2時55分まで
開 催 場 所	愛西市佐屋保健センター2階 会議研修室
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	石田委員、岡田委員
協 議 事 項 等	<p>協議事項</p> <p>(1) 令和3年度及び令和4年度の相談状況及び虐待等の現状について</p> <p>(2) 意見交換</p> <p>(3) その他</p>
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	<p>次第</p> <p>資料1 障害者虐待の相談件数</p> <p>資料2 女性相談・DV相談件数調べ</p> <p>資料3 令和4年度社会福祉課事例報告 ※会議終了後回収（非公開）</p> <p>資料4 令和3・4年度高齢者虐待のまとめ</p> <p>資料5 令和4年度高齢福祉課事例報告 ※会議終了後回収（非公開）</p> <p>資料6 令和3・4年度児童相談件数</p> <p>資料7 子育て世代包括支援センターにおける相談実績について</p> <p>資料8 令和4年度子育て支援課事例報告 ※会議終了後回収（非公開）</p> <p>資料 あいさいっ子相談室（子ども家庭総合支援拠点）</p>
経 過	別紙のとおり

愛西市虐待等防止ネットワーク協議会委員

役 職	氏 名	職 名	備 考
会 長	鈴 木 睦	愛西市副市長	
委 員	荒 木 聖 弘	海部福祉相談センター長	
〃	石 田 洋 子	津島保健所健康支援課長	欠席
〃	鈴 木 哲 也	津島警察署生活安全課長	代理 田中
〃	高 山 正 英	名古屋法務局津島支局長	
〃	前 田 規 秀	海部医師会愛西市班代表	
〃	東 清 貴	海部歯科医師会代表	
〃	岡 田 善 行	愛西市顧問弁護士	欠席
〃	杉 方 南 衣	愛西市教育委員会委員	
〃	原 田 健 三	愛西市社会福祉協議会長	
〃	横 井 三 千 雄	愛西市民生児童委員協議会	
〃	川 村 久 美	愛西市主任児童委員（佐屋地区）	
〃	神 田 倫 代	愛西市主任児童委員（立田地区）	
〃	藤 井 諭 美	愛西市主任児童委員（八開地区）	
〃	北 埜 恵 子	愛西市主任児童委員（佐織地区）	
〃	小 林 徹 男	愛西市福祉事務所長	
〃	清 水 栄 利 子	愛西市健康子ども部長	
〃	松 本 繁	愛西市保険福祉部参事	
〃	田 口 貴 敏	愛西市保険福祉部社会福祉課長	
〃	八 木 久 美 子	愛西市保険福祉部高齢福祉課長	
〃	長 谷 川 努	愛西市健康子ども部子育て支援課長	
〃	服 部 芳 樹	愛西市健康子ども部健康推進課長	
〃	猪 飼 政 和	愛西市教育部学校教育課長	

事 務 局

氏 名	職 名	備 考
中 原 彩	保険福祉部社会福祉課 主事	
渡 部 宏 一	保険福祉部高齢福祉課 主任	
山 田 里 子	保険福祉部高齢福祉課	
佐 藤 安 成	健康子ども部子育て支援課 課長補佐	
神 田 真 愛	健康子ども部子育て支援課 主査	
大 野 雅 美	健康子ども部子育て支援課 家庭相談員	
検 校 規 世	健康子ども部子育て支援課 子ども家庭支援員	

審 議 経 過

発言者	内 容 (概 要)
事務局	<p>会議公開制度について説明。 傍聴の希望者がなかったことを報告する。</p>
会 長	<p>1 あいさつ 会長あいさつ</p>
事務局 事務局	<p>会議資料の確認。 子育て支援課より、リーフレット「あいさいっ子相談室（子ども家庭総合支援拠点）」について説明。また、児童福祉法改正により令和6年4月に「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せもち、さらに新しい機能を備えた「こども家庭センター」の設置に向けて妊娠期から子育て世代、子どもへの支援をさらに強化する体制を今後整えていく必要があることについて説明。 以後の進行を会長に委ねる。</p>
会 長	<p>2 議 題 （1）令和3年度及び令和4年度の相談状況及び虐待等の現状について まず、障害者虐待・DV相談について、社会福祉課から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和3年度及び令和4年度の障害者虐待に関する相談件数について、資料1に基づき説明。 令和3年度及び令和4年度の女性相談・DV相談件数について、資料2に基づき説明。 社会福祉課が関わった事例について、資料3を基に報告。</p>
会 長	<p>続いて、高齢者虐待相談について高齢福祉課から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和3年度及び令和4年度の高齢者虐待に関する相談件数について、資料4に基づき説明。 高齢福祉課が関わった事例について、資料5に基づき報告。</p>
会 長	<p>続いて、児童虐待相談について子育て支援課から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>家庭児童相談室における令和3年度及び令和4年度の児童相談件数について、資料6に基づき説明。 子育て世代包括支援センター「あいさいっ子相談室」における、令和3年度及び令和4年度の相談実績について、資料7に基づき説明。 子育て支援課が関わった事例について、資料8に基づき報告。</p>

会 長	(2) 意見交換 初めに、障害者虐待について、ご意見・ご質問があればお願いします。
委員	障害者虐待で、令和3年度のケースが5件というお話でした。具体的にはどういった虐待内容だったのでしょうか。もう少し具体的な内容を教えてほしい。
事務局	令和3年度の5件に関しましては虐待認定されたものではなかった為、今年度に関してのご報告をさせていただきます。 養護者が加害者で、暴言や身体的虐待があると相談を受けていました。相談支援専門員が警察に相談し、本人と加害者に聞き取りを行ったところ、加害者が手を上げていたことを認められて、障害者虐待として認定されたケースでした。警察から加害者へ口頭指導し、被害者のお宅には関与しないということになり、社会福祉課としては、障害者のグループホームへの入所を障害相談支援専門員らと連携しながら支援しました。この方は成年後見制度の利用にもつながっています。
会長	続いて高齢者虐待について、いかがでしょうか。ご意見・ご質問がありましたらお願いします。
委員	高齢者虐待が23件というお話でした。その中で、身体的、ネグレクト、心理的虐待とご説明を頂きました。他の地域ではお年寄りの方の年金を息子さんや誰かがみんな持って行ってしまおうというような経済的虐待があると聞きますが、愛西市ではそういった事例はありますか。
事務局	令和3年度、4年度に関しては、そういった経済的虐待として認定したケースはありませんでした。しかし、過去には家族等が通帳や年金を遣い込んだというケースはございました。
委員	このような相談はどこにすればいいか、高齢福祉課の方でよいですか。
事務局	はい。一旦は高齢福祉課にご相談頂き、地域包括支援センターや、必要に応じて関係機関と調整を図り支援させていただきます。
委員	身体的虐待を受けられた方への対応はどのようにされたのでしょうか。虐待された方に対しては嚴重注意等したのでしょうか。
事務局	令和3年度において、身体的虐待の深刻度が高いケースは病院へ入院させるという対応をしました。
会長	最後に、児童虐待についてご意見・ご質問をお願いします。

委員	資料6の児童相談件数のところの、被虐待児の年齢・種別で心理的虐待の件数が多いと報告がありました。その中で小学生が多く、中学生が少ないですがどうしてでしょうか。心理的虐待というのは、具体的にどのようなものでしょうか。
事務局	心理的虐待の大半が夫婦間での喧嘩を主としたもので、中には夫婦間での暴力もあります。暴力の被害者や、それを見ていた子どもや家族が心配したり、怖いと危険を感じて警察に110番通報し、警察が駆けつけて事情聴取をするということがあります。それを18歳未満の子どもが見ていれば、心理的虐待にあたり、警察から児童相談所へ虐待ケースとして連絡がいきます。児童相談所では受理会議を開き、重篤な場合だとそのまま対応しますが、こうした夫婦喧嘩、面前DVとも言いますが、軽微なケースの場合は、児童相談所から市に送致書が送られてきます。それを市が受理し、両親と面接して話を聞き、心理的虐待として子どもの成長にも悪影響が出ることを伝え「子どもが傷つくようなことは止めて下さい」「二度としないで下さい」などと注意指導します。その際、子どもの成長や発達について困りごとがある場合は、これを機会として保健センターや関係機関の相談につないでいます。
委員	夫婦喧嘩で子どもがいた場合は、心理的虐待として警察から通告を頂きます。通告頂いたものは全て緊急受理、受理会議を行い、区分けをします。初めての場合であれば、家庭での問題や離婚の話も出て来るかもしれないため、最初のところは市のみで対応してもらっています。海部地域は非常に一生懸命やっけて頂いている地域で本当に有難いと思います。 なぜ心理的虐待になるのかというと、暴言等で喧嘩する中で育つと、脳が上手く育たず、委縮してしまうそうです。その為、虐待の一種であると言われていています。何回もではなく、最初の一回で夫婦喧嘩が無くなり、反省してもらえると良いと願います。軽微なものについては、最初は市でお願いしていることが多いです。実際には身体的虐待といった、子どもを殴ってしまったたり、というケースは児童相談所に対応しています。このように、虐待の区分分け、といいますか、程度と種類によって児童相談所と市とで分担して対応しています。
会長	ありがとうございました。 その他、全体を通じて何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。本日本日予定としておりました議題は以上です。 事務局からその他で何かありましたらお願いします。
事務局	(3) その他 虐待等防止ネットワーク協議会は年1回開催をしております。 今後もこの協議会を通して、虐待等防止、早期発見、対応について関係機関の皆様と連携を深め、適切な対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく

会長	<p>お願いいたします。</p> <p>また、資料3、資料5、資料8の事例報告につきましては、個人情報に関わるため、会議終了後に回収をさせていただきます。ご協力をお願いします。</p> <p>委員の皆様の任期は令和6年3月31日までとなっております。来年度も引き続き、よろしくお願い致します。事務局からは以上です。</p> <p>今後、様々な事案が発生すると思われれます。その際には関係する機関との連携を密にし、迅速かつ適切な対応に努めてまいりたいと思います。各分野からのご理解・ご協力をお願いします。</p> <p>以上をもちまして愛西市虐待等防止ネットワーク協議会を終了させていただきます。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。</p>
----	--